

地域密着型特別養護老人ホームあいの泉 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人白寿会が設置運営する地域密着型特別養護老人ホームあいの泉（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、従業者が要介護状態となった高齢者に対し適正な指定地域密着型介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）の提供をすることを目的とする。

(施設の目的及び運営方針)

第2条 施設は、介護保険法その他関係法令の趣旨に従い、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるように支援するものとする。

2 施設は、入居者が安全で快適な生活を維持できるように、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話をを行う。

3 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

名 称 地域密着型特別養護老人ホームあいの泉

所在地 岡山県倉敷市玉島 1720 番 18

(職員の職種・員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤・短期入所生活介護事業所と兼務）

管理者は、従業者の管理及び業務の実施状況の把握、その他管理を一元的に行うこととする。

(2) 医師 1名（非常勤・専従）

医師は、入居者の健康の状況に注意をし、入居者の診療・健康管理及び保健衛生を指導することとする。

(3) 生活相談員 1名（常勤・専従）

生活相談員は、入退所における面接手続き事務、入居者の処遇に関すること、苦情の相談に関することを行うこととする。

(4) 介護職員 12名以上（うち常勤4名以上）

介護職員は入居者の日常生活の介護、相談援助を行うこととする。

(5) 看護職員 1名以上（うち常勤1名以上）

看護職員は、医師の診療の補助及び看護並びに入居者の健康管理や療養上の世話及び日常生活上の介護介助等を行うこととする。

- (6) 機能訓練指導員 1名 (常勤又は非常勤、他の業務と兼務する場合あり)
機能訓練指導員は、入居者の心身の状況に応じて、機能の減退を防止するための訓練を行うこととする。
- (7) 栄養士 1名 (常勤又は非常勤)
栄養士の職務は、栄養・食事相談、及び、献立作成・検討等を行うこととする。
- (8) 介護支援専門員 1名 (常勤、入所者の処遇に差し支えない場合は、他の職務に従事する場合あり)
介護支援専門員は、入居者の生活上の課題分析、サービス計画の作成、入居者の要介護申請や調査、サービスの評価等を行うこととする。
- (9) 事務員 1名
事務員は、事業に係る必要な事務を行うこととする。

(職員の勤務体制等)

第5条 施設の職員の勤務体制は、就業規則に定めるところによるものとする。

(入居定員)

第6条 施設は、その利用定員を29名とする。

- 2 入居者の生活の場となるユニットは、3ユニットとし、それぞれの定員は、10名、10名、9名とする。
- 3 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を越えて入所させないものとする。

(稼働日)

第7条 施設の利用可能な日は毎日とする。休日についてはこれを設けない。

(介護保険給付対象サービスの内容及び利用料)

第8条 介護保険給付対象サービス内容は、次のとおりとする。

- 一 入浴、清拭による清潔の保持
 - 二 排せつの介助
 - 三 食事の介助
 - 四 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話
 - 五 機能訓練
 - 六 相談及び援助
 - 七 その他レクリエーション行事等の社会生活上の便宜
- 2 利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業所サービスが法定受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(介護保険給付対象外サービスの内容及び利用料)

第9条 介護保険給付対象外のサービスの内容及び利用料の額は、次のとおりとする。

- | | | |
|----------------------------------|-------|---------------|
| 一 入居者が使用する居室の提供 | 利用料の額 | 1日あたり 2,400 円 |
| 二 入居者に対する食事の提供 | 利用料の額 | 1日あたり 1,480 円 |
| 三 その他、入居者の日常生活において必要となるものに係るサービス | 利用料 | 実費 |

2 入居者個々の利用料の額は、重要事項説明書によるものとする。

(サービス利用料の支払い)

第10条 施設は前第8条、第9条に定めるサービス利用料金は、1ヶ月ごとに請求し、指定する期日までに指定の方法にて受領するものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第11条 入居者は、施設サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 一 施設サービスの利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康を職員に連絡し、心身の状況に応じた施設サービスの提供を受けるようにする。
- 二 施設内及び敷地内禁煙とする。
- 三 飲酒は出来ない。
- 四 宗教活動、政治活動、営利活動を行わない。
- 五 施設内の備品の持ち出しをしない。
- 六 他の入居者の迷惑となるような行為をしない。

(身体拘束の廃止)

第12条 施設は、不当に入居者に対し、隔離、身体拘束、その他の方法により入居者の行動を制限しない。但し、入居者、従業者、その他の入居者の生命又は身体を保護する等、やむを得ない場合には、この限りではない。

2 施設は、前項の隔離、身体拘束、その他の方法により入居者の行動の制限を行う場合には記録をし、入居者本人やそのご家族様に対し説明し、理解を得るよう努めるものとする。

(緊急時における対応)

第13条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師または施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持等)

第14条 施設の従業者は、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 施設は、施設の従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じることとする。

(苦情の処理)

第15条 施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置等、必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第16条 施設は、現に施設サービスを行っている時に、入居者の心身状況に異変その他緊急事態が発生した場合は、速やかに主治医に連絡をとる等必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は事故発生の経緯、対応の内容、事故が発生しない為に講じる対策等を入居者の家族と市町村へ連絡するものとする。

(損害賠償)

- 第17条 施設は、入居者に対する施設サービスの実施に伴って、施設の責に帰すべき事由により入居者に事故が生じた場合、損害賠償を履行するものとする。

(衛生管理等)

- 第18条 施設は、施設サービスに使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 従業者等は、感染症等に関する知識の習得に努めるものとする。

(非常災害対策)

- 第19条 施設サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は、入居者の避難等適切な措置を講じる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、年2回避難訓練を行う。
- 3 施設は、医療機関、他の社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第20条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の事項に定める措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
- 二 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- 三 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
- 四 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

- 2 施設は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するように努める。

(掲示)

- 第21条 施設は、運営規程の概要・職員の勤務の体制・協力病院・利用料その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を、施設の見やすい場所に掲示する。

(その他運営に関する留意事項)

- 第22条 施設は、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 施設は、この事業を行うため、ケース記録等、施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- 3 この規程に定めるもののほか、施設の運営管理に関する重要事項は、社会福祉法人白寿会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 12 月 15 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。